

参考例

実施するサービスに応じて「訪問」又は「通所」と記載。以下、同様。

山武市介護予防・日常生活支援総合事業における

〇〇型サービス（ ）利用契約書

〇〇〇〇様（以下「利用者」という。）と〇〇法人〇〇（以下「事業者」という。）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じて、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、〇〇型サービス（ ）を提供します。

(契約期間)

第2条 この契約の有効期間は、以下のとおりとします。

年 月 日～ 年 月 日

2 上記有効期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合には、この契約は自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

実施するサービスに応じて(従前相当)や(A)と記載。以下、同様。

地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントにより作成される計画です

(個別サービス計画の作成及び変更)

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の〇〇〇〇計画書の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。

2 事業者は、個別サービス計画について、その内容を利用者及びその家族等に対して説明し同意を得たうえで決定し、利用者に交付します。

3 事業者は、利用者に係る〇〇〇〇計画書が変更された場合、又は利用者の日常生活全般の状況や心身の状況の変化等により、若しくは利用者及びその家族等の要請に応じて、個別サービス計画について変更の必要の有無を調査し、その結果、個別サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して個別サービス計画を変更するものとします。

4 事業者は、個別サービス計画を変更した場合には、利用者及びその家族等に対して書面を交付し、同意を得たうえで決定するものとします。

(提供するサービスの内容等)

第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、重要事項説明書のとおりとします。

- 2 事業者は、提供するサービスのうち、第一号事業支給費の対象とならないものがある場合には、そのサービス内容及び利用料を利用者及びその家族等に対して具体的に説明し、同意を得るものとします。

(利用料等の支払い)

第5条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、重要事項説明書の記載に従い、事業者に対し、利用料等を支払うものとします。

- 2 利用料等の請求や支払方法は、重要事項説明書のとおりとします。

(利用料等の変更)

第6条 事業者は、山武市が定める第一号事業支給費の額の改正により、利用料等に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用料等を請求することができるものとします。

- 2 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、この契約を解約することができます。

(利用者からの中途解約)

第7条 利用者は、この契約の有効期間中、この契約を解約することができます。この場合、利用者は契約の終了を希望する〇日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 利用者は、次の各号に該当する場合には、この契約を即時に解約することができます。
- 一 第6条第2項によりこの契約を解約する場合
 - 二 利用者が入院した場合
 - 三 ○○○○○○
 - 四 ○○○○○○

(利用者からの契約解除)

第8条 利用者は、事業者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、この契約を解除することができます。

- 一 事業者が、正当な理由なくこの契約に定めるサービスを提供しない場合
- 二 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、この契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合
- 四 ○○○○○○
- 五 ○○○○○○

(事業者からの契約解約)

第9条 事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができます。

- 一 利用者が、契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果この契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用料等を〇ヶ月以上滞納し、事業者が〇ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定めたにも関わらず、当該期限までに滞納額の支払いがない場合
- 三 ○○○○○○
- 四 ○○○○○○

(契約の終了)

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに基づく契約の終了がない限り、この契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- 二 利用者が要介護認定により要介護と判定された場合
- 三 利用者が基本チェックリスト該当者でなくなった場合
- 四 利用者が死亡した場合
- 五 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 六 事業所が山武市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- 七 ○○○○○○
- 八 ○○○○○○

(損害賠償責任)

第11条 事業者は、この契約に基づくサービスの提供に伴い、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、当該損害について利用者に故意又は過失認められる場合には、利用者の心身の状況を勘案して相当と認められる範囲について、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。
- 3 事業者は、前各項の義務履行を確保するため、損害賠償保険に加入します。

(守秘義務)

第12条 事業者及び従業者は、サービスの提供にあたり知り得た利用者又は利用者の家族の秘密について、正当な理由がない限り、契約期間中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

- 2 前項の規定に関わらず、事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に係

る情報を関係機関等へ提供できるものとします。

- 一 利用者に医療上緊急の必要がある場合
 - 二 他の介護サービス事業者等との連携を図る等正当な理由がある場合
 - 三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づく通報を行う場合
- 3 事業者は、従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じるものとします。

(苦情処理)

第13条 事業者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適正に対応するものとします。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

第14条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

- 2 利用者及びその家族等は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(協議事項)

第15条 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところに従い、利用者及びその家族等と事業者が協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者が記名押印のうえ、それぞれ1部ずつ保有するものとします。

年 月 日

(利用者) 住 所

電 話

氏 名 _____ (印)

(署名代行者) 住 所

電 話

本人との続柄

氏 名 _____ (印)

(事業者) 住 所

法 人 名

代表者職・氏名 _____ (印)